



Title	座長解題
Author(s)	長南, 史男
Citation	フロンティア農業経済研究, 16(2), 1-2
Issue Date	2013-02-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/65924
Type	other
File Information	16-2-2_osanami.pdf



[座長解題] 2010年度 秋季大会シンポジウム共通論題

政策転換下の北海道農業
－政策対応と自立的な展開への条件－

北海道大学大学院農学研究院 長 南 史 男

Policy Changes and Hokkaido Agriculture : Responses to these Policy Changes
and the Movement toward Conditions that Enable Production Independent
of Government Supports

Fumio Osanami
Research Faculty of Agriculture, HOKKAIDO University

GATTウルグアイラウンド以降、経常財価格に対する農産物価格の相対価格指数は低下し、日本における農業生産量は減少の趨勢にあり、食料自給率向上の政策目標は達成が難しい状況が続いている。2004年の「農業構造の展望」では、2010年を目処にグローバルな戦略として専門的な担い手層を強化し、集落営農で補完する基本方針がたてられたが、十分な成果をあげることができないまま、昨年の政権交替をきっかけに、広範な農家層をとりこんだ直接支払い制度の導入（戸別所得補償政策）へと移行しつつある。構造改革の優等生といわれてきた北海道農業において、こうした政策転換の影響はどの程度あるのか、今後どのような展開が可能なのだろうか？2007年以降の水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的価格政策）の影響を評価し、グローバリゼーションを見据えた中長期的な分析が必須である。

さて、直接所得補償は理論上、市場への介入を小さくする政策手段である。現政権が過去の水稲減反政策への協力実績を考慮しないとしたのも、そのためである。しかしながら、現時点

のコメ市場はわずかな供給量の増加によって米価が下落するので、所得補償額の水準と農民の減反政策への協力とは切り離しがたい関係にある。市場と切り離された政策手段というより、現在の価格水準を前提とした減反政策の維持と考えるほうが自然である。最近公表された来年度のコメの戸別所得補償制度への参加農家は戸数ではこれまでの水準を上回ったが、コメの「過剰作付け」面積はほぼ同水準にある。一方、コメの在庫は370万トンと推定され、かつての政府管理の在庫処理とは違った米価下落のシナリオが描かれている。

平成18、19、20年の全国のコメ生産量平均は約850万トン、このうち北海道産米は約63万トン、道府県別では最大の供給者であり、全国生産量に占める割合は約7%であった。一方、道内農業生産額に占めるコメの割合は約15%まで減少している。良食味の「ほしのゆめ」の普及以来、コシヒカリに近い食味の品種の育成も大きく進展したが、北海道産米の販路をみると業務用米の比率が高く、直接消費を道内消費に依存する体質は変わらない。府県では北海道のきららと同等、あるいはより高品質の低価格業務用米の供給拡大の

動きが出始めている。また食糧自給率向上政策にのった米粉・飼料用米（新規需要米）生産拡大の動きもあり、短期的に府県の「米作」生産のインセンティブは高くなるであろうが、このことが真の食料自給率の向上と相反することは自明である。北海道では、米価の下方変動に耐えうる、あるいは柔軟な作目転換が可能な専業経営がどれだけ成長しているかが問われるであろう。

北海道農業の技術水準は国際水準にある。農産物の品質は、生産技術の向上に加え、収穫後の乾燥調整システムへの投資によって国内市場で競争しうる品質水準に到達している。しかしながら止めることのできない踏み車の轍を避けるためにはマーケティング戦略が重要で、低価格で良質な農産物を供給する一段の生産性向上が必要となる。

北海道農業は、水稻減反率50%、畑作物の域内計画生産、飲用乳供給量の抑制に代表されるように、これまで農業政策へ協力することによって便益を受けてきた。それ故の「脆弱性」はないのであろうか。はたして、北海道農業は府県農業の供給力減少をカバーする存在から、次の自立的な成長の段階に移行する可能性はあるのか。その条件は何か。本日は畑作農業の品目横断的な所得補償政策についての、2005年度北海道農業経済学会シンポジウム『品目横断的政策と畑作農業』の研究成果を踏まえ、水田・畑作経営所得安定対策の影響を分析評価し、より自立的な展開の条件を会員のみなさんと討論したい。

シンポジウムでは4人の研究者に報告いただいた後で、フロアーから直接、討論に参加いただきたい。まず基調報告として、松木靖（武蔵短期大学）さんに「直接所得補償制度と北海道農業」について、制度設計の大きな視点から報告いただく。次に、平石学（北海道立総合研究機構中央農業試験場）さんに「水田・畑作経営所得安定政策が畑作物の収益性・生産性に及ぼした影響」、志賀永一（北海道大学）さんには「戸別所得補償－

水田モデル事業」について報告いただく。両報告とも経営実態にもとづいた評価である。そして伊藤房雄（東北大学）さんには、「東北稲作経営の政策対応」ということで報告いただく。東北で研究する立場から、実質的なコメンテーターの役割を担っていただく。

報告いただく方々は、フィールドワークを積み重ねてきた研究者であり、現実を見据えた実りある討論になることを期待している。討論の内容としては、経営安定政策の評価－地帯形成の意味－、制度設計の目的・主体・手段・負担の問題、そして、農家にとってのシグナルとしての価格と収入について議論できればと思う。このシンポジウムを通して、北海道農業にとってよりよい制度設計とは何かについて情報を共有し、実態の認識を深め、それぞれの論理展開の足場を構築することに寄与できれば幸いである。